

充電インフラ導入促進費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 充電インフラ導入促進費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、愛知県内の補助対象施設に充電設備を設置する者（以下「補助対象者」という。）に対し、その設置に要する経費の一部を県が補助することにより、電気自動車等の普及を加速し、自動車から排出される温室効果ガスの削減を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「充電設備」とは、急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドをいう。
- (2) 「急速充電設備」とは、電源から充電用の直流電流を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、1基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (3) 「普通充電設備」とは、漏電遮断機能及びコントロールパilot機能を有する、1基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (4) 「充電用コンセント」とは、電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
- (5) 「充電用コンセントスタンド」とは、前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
- (6) 「普通充電設備等」とは、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドをいう。
- (7) 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）をいう。
- (8) 「プラグインハイブリッド自動車」とは、外部からの充電が可能なものであり、かつ、当該自動車の自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているものをいう。
- (9) 「電気自動車等」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (10) 「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の事務所、勤務先、駐車場など車両の保管場所等で行う充電をいう。
- (11) 「目的地充電」とは、移動先の目的地での滞在中の駐車時間に行う充電をいう。
- (12) 「集合住宅」とは、複数の住戸が、同一の建物に存在する建物（同一敷地内に複数の集合住宅等が存在する団地を含む。）をいう。
- (13) 「リース」とは、契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備をリース事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払

い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費をえたものを設備使用の対価として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の補助対象者は、次の各号のいずれかとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

- (1) 自ら所有する補助対象施設に補助対象設備を設置する者。
- (2) 他の者が所有する補助対象施設に、その所有者から許諾を得て補助対象設備を設置する者。

2 次の各号のいずれかに該当する団体又は個人は補助対象者としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(補助対象施設)

第5条 この補助金の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、集合住宅、工場、事務所、商業施設、宿泊施設等、基礎充電又は目的地充電を目的とした充電設備を設置する愛知県内の施設とする。ただし、次の各号に該当する施設を除く。

- (1) 戸建住宅
- (2) 個人宅に付随する施設
- (3) 国及び地方公共団体が所有する施設
- (4) 前条第2項各号のいずれかに該当する団体又は個人が所有する施設

(補助対象設備)

第6条 この補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）とは、第3条第1号に定める充電設備のうち、別表1に掲げる要件を全て満たす設備をいう。

(補助対象経費、補助限度基数、補助率、補助限度額及び補助金の額)

第7条 この補助金の補助対象者が補助対象施設に補助対象設備を設置する事業（以下「補助対象事業」という。）に必要な費用のうち補助金の交付の対象として知事が認める費用（以下「補助対象経費」という。）、補助限度基数、補助率、補助限度額及び補助金の額は別表2によるものとする。

(交付申請)

第8条 規則第3条に規定する申請書は、様式第1のとおりとする。

- 2 前項の申請書は、補助対象施設ごとに提出しなければならない。
- 3 第1項の申請書は、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。
- 4 交付の決定前に事業に着手する場合は、第1項の申請書において交付決定前に事業に着手する旨を申出しなければならない。
- 5 知事は、前項の申出があった場合は、申請書受理通知書（様式第2）を発行するものとする。

(交付の決定及び取消)

第9条 規則第6条に規定する補助金の交付決定の通知は、様式第3により行うも

のとする。

なお、規則第4条の規定により審査した結果、知事が補助金を交付することが適当でないと認めた場合は、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、補助対象者が、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第4条第2項各号に定める者であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内とし、様式第4を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更の申請)

第11条 補助対象者は、補助対象事業の内容について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ様式第5を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第12条 補助対象者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第6を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第13条 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、様式第7を知事に提出して、知事の指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第13条に規定する補助対象事業等実績報告書は、様式第8のとおりとする。

- 2 前項の補助対象事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日と補助対象事業の完了の日が属する年度の2月28日とのいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定通知)

第15条 規則第14条により確定した補助金の額は、様式第9により補助対象者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 補助対象者は、補助対象事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 知事は、前項の状況を確認するため、事業実施年度以後も補助対象者に対し、設置した補助対象設備の利用状況等の報告を求めることができる。
- 3 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は5年とする。
- 4 規則第20条第2号に規定する知事が定めるものは取得価格が単価50万円以上のものとする。

- 5 補助対象者は、規則第 20 条の規定により知事の承認を得て前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、あらかじめ様式第 10 を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分をしたことにより利益を生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることができる。ただし、次の各号に該当するときはこの規定は適用しない。
 - (1) 住宅及び建築物等に充電設備が設置された場合であって、当該住宅及び建築物等の譲渡と併せて当該充電設備を譲渡するとき。ただし、財産処分に係る県の承認を譲受人自身が得ることについて合意がある場合に限る。
 - (2) 補助対象者が所有していない土地に充電設備が設置される場合であって、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該充電設備の処分であって、処分後も引き続き当該充電設備が本補助目的の達成を図るために利用されるものとして県が認めるとき。ただし、財産処分に係る県の承認を譲受人自身が得ることについて合意がある場合に限る。
 - (3) 天災又は過失のない事故等により補助対象設備が使用不能となり廃棄処分するとき。
 - (4) その他知事が特に認める場合。

（書類の提出部数）

第 17 条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1 部とする。

（個人情報に関する事項）

- 第 18 条 知事が事務の執行にあたり補助対象者から取得した個人情報は、法令に定められている場合を除き、補助金交付に係る業務（連絡、資料の送付、補助金の支払、調査、他の補助金等に対する重複申請の調査等）に使用する。
- 2 知事は、他の補助金等に対する重複申請の調査のために、取得した個人情報を国（国の補助事業の執行業務を担う団体を含む）及び市町村に提供することがある。

（雑 則）

第 19 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2024 年 4 月 17 日から施行する。

別表1（第6条関係）

補助対象設備	要件
急速充電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（充電設備）（以下「経産省補助金」という。）において、その事業を実施する団体が交付対象となる設備として承認した充電設備であること。 ・新規に購入される設備であり、中古品又は新古品ではないこと。
普通充電設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者の自社製品でないこと。 ・補助対象施設の土地所有者及び建物所有者の自社製品でないこと。 ・リースにより設置する場合はリース先の自社製品でないこと。

別表2（第7条関係）

項目	内容
補助対象経費	補助対象設備の購入費（消費税及び地方消費税を除く。）
補助限度基数	<p>急速充電設備 1施設当たり1基 普通充電設備等 1施設当たり10基又は駐車場の区画数の10%（小数点以下切り上げ）のうち少ない方。ただし、複数口を有する普通充電設備等を設置する場合は口数をもって基数とみなす。</p>
補助率	1／4
補助限度額	<p>急速充電設備 1,250千円 普通充電設備等 1基当たり175千円</p>
1基当たりの補助金の額	<p>次の(1)から(3)を比較して最も少ない額 (1)補助対象経費に補助率を乗じて得た額 (2)経産省補助金における補助対象充電設備型式一覧表から算出される充電設備の購入費に補助率を乗じて得た額 (3)補助対象経費又は経産省補助金における補助対象充電設備型式一覧表から算出される充電設備の購入費のうち少ない方の額から経産省補助金、市町村補助金及び他の補助金等における交付額を減じて得た額</p>

1 1基当たりの補助金の額に千円未満の端数が出る場合には、切り捨てるものとする。

2 補助金の額の確定にあたっては、補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）を超えないものとする。

様式第1（第8条関係）

年　月　日

愛知県知事殿

申請者	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	
	フリガナ	
	代表者氏名	
	担当者氏名	
	連絡先電話番号	

充電インフラ導入促進費補助金交付申請書

充電インフラ導入促進費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額　　金　　円（内訳は別紙1のとおり）

2 補助対象設備の設置場所に係る事項

設置場所 (詳細は別紙2のとおり)	所在地： 名 称： 用 途：
補助申請基数・口数	基・ 口
駐車場の収容台数	台
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

3 交付決定前の着手に係る申出

- 事業計画の都合上、交付決定前に事業着手したいので、申出します。
(交付決定前に着手したい場合は「✓」を付けること)

4 本申請に係る連絡先

※申請者と異なる場合は必ず記入すること

会社名	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

5 添付書類

- (1)交付申請額に係る内訳書（別紙1）
- (2)設置場所等に係る報告書（別紙2）
- (3)誓約書（別紙3）
- (4)法人による申請の場合は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
- (5)個人による申請の場合は、住民票の写し
- (6)法人格を持たない団体による申請の場合は、当該団体の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の住民票の写し
- (7)補助対象設備をリースする目的で取得する者については、リース事業を生業とすることを証する書類の写し（上記(4)で代替することも可）
- (8)新築の建物に補助対象設備を設置する申請の場合は、建築確認通知書の写し等
- (9)補助対象経費に係る見積書の写し（設置する補助対象設備ごとに提出することとし、当該設備の購入費が確認できるもの）
- (10)補助対象施設の見取図又は平面図及び写真
- (11)補助対象設備を設置する土地の所有者と申請者が異なる場合は、土地の利用及び充電設備設置の許諾を証する書類
- (12)補助対象設備を設置する建物の所有者と申請者が異なる場合は、建物の利用及び充電設備設置の許諾を証する書類
- (13)共同所有者又は複数の区分管理者がある施設（集合住宅等）に補助対象設備を設置する場合は、補助対象設備の設置が総会等で決議又は合意がされていることを証する書類
- (14)集合住宅に補助対象設備を設置する場合は、補助対象設備の設置場所が集合住宅であることを証する書類
- (15)月極駐車場に補助対象設備を設置する場合は、補助対象設備の設置場所が月極駐車場であることを証する書類

別紙 1

交付申請額に係る内訳書

1 設置する充電設備に係る事項

充電設備の種別 ※該当する選択肢に○を付すこと	ア 急速充電設備 イ 普通充電設備等
メーカー名 ※経産省補助金業務実施細則(充電設備)別表1-1に記載の メーカー名	
型式 ※経産省補助金業務実施細則(充電設備)別表1-1に記載の 型式	
①経産省補助金参考価格 ※急速充電設備 : 経産省補助金業務実施細則(充電設備) 別表1-1に記載の補助金交付上限額 普通充電設備等 : 経産省補助金業務実施細則(充電設備) 別表1-1に記載の補助金交付上限額を 2倍にした額	円
②購入価格 ※工事費、消費税及び地方消費税を除く	円
③他の補助金等 ※購入に係る費用に限る(予定を含む)	円
④補助対象経費×補助率 ※①又は②の少ない方の額×1/4	円
⑤設置者負担額 ※②-③	円
⑥補助上限額 ※急速充電設備 : 125万円 普通充電設備等 : 17.5万円	円
⑦交付申請額 ※④、⑤、⑥を比較して最も少ない額	円

2 他の補助金等に係る事項（購入に係る費用に限る）

経産省補助金	円
(市町村補助金)	円
(その他)	円

※複数の充電設備を設置する場合は、本紙を設置する充電設備の基数分作成すること
 (その他)については、名称の如何に関わらず、国・地方公共団体等から交付される金額を記入すること

別紙2

設置場所等に係る報告書

1 設置場所の土地に係る事項

土地所有者 ※該当する選択肢に○を付すこと (イを選択した場合) 土地所有者の氏名又は名称	ア 申請者と同じ イ 申請者と異なる
土地所有者の承認の有無	ア 有 →土地所有者の設置承諾書を添付 イ 無

2 設置場所の建物に係る事項

建物所有者 ※今後建物を設置する場合は設置 予定の建物所有者 ※該当する選択肢に○を付すこと (イを選択した場合) 建物所有者の氏名又は名称	ア 申請者と同じ イ 申請者と異なる ウ 建物なし
建物所有者の承認の有無	ア 有 →建物所有者の設置承諾書を添付 イ 無

3 充電設備の貸与に係る事項

充電設備の貸与の有無 ※該当する選択肢に○を付すこと (アを選択した場合) 貸与先	ア 貸与あり イ 貸与なし
リース期間	年

誓 約 書

- 交付申請書の内容に一切の虚偽がないことを誓約します。
- 申請する設備は、交付要綱別表1に掲げる要件を全て満たすことを誓約します。
- 県の他の補助金等（県が市町村を通じて補助しているものを含む）と重複して交付申請しないことを誓約します。
- 交付申請者が交付要綱第4条第2項各号に定める者に該当しないことを誓約します。
- 補助対象施設が交付要綱第5条各号に定める施設に該当しないことを誓約します。
- 本補助金を活用し取得した財産を交付要綱第16条第3項に定める期間内に処分する場合、あらかじめ同条第5項に定める財産処分承認申請書を提出することを誓約します。
- その他、交付要綱及び取扱要領について全て確認し、了承しています。
- 交付要綱及び取扱要領に違反している場合、交付決定の取り消しを受けること又は補助金を返還することに異議を申し立てません。

住所又は所在地	
フリガナ	
氏名又は名称	
フリガナ	
代表者氏名	

様式第2（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

愛知県知事

充電インフラ導入促進費補助金交付申請書の受理通知書

年 月 日付けで申請のあった充電インフラ導入促進費補助金については、下記のとおり受理しましたので通知します。

記

1 補助対象事業

充電設備の設置（ 基）

2 留意事項

- ・本通知をもって、交付決定前における補助対象事業の着手（充電設備の発注、設置及び支払い）を可とします。
- ・後日、改めて交付決定の通知を行います。ただし、交付要綱第4条第2項各号に該当することが判明した場合及び設置する施設が交付要綱第5条各号に定める施設に該当することが判明した場合は、交付決定を行いません。

設置場所	所在地：
	名 称：
	用 途：

様式第3（第9条関係）

番 号
年 月 日

様

愛知県知事

充電インフラ導入促進費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった充電インフラ導入促進費補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

1 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助金の額 金 円

2 補助対象事業の内容は、 年 月 日付けで申請のあった充電インフラ整備促進費補助金交付申請書記載のとおりとする。

3 補助対象者は、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）及び充電インフラ導入促進費補助金交付要綱に従わなければならない。

設置場所	所在地：
	名 称：
	用 途：

様式第4（第10条関係）

年　月　日

愛知県知事殿

申請者	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	
	フリガナ	
	代表者氏名	
	担当者氏名	
	連絡先電話番号	

充電インフラ導入促進費補助金交付申請取下届出書

年　月　日付け 第　　号で補助金の交付決定通知のあった充電インフラ導入促進費補助金については、下記の事項について不服があるので、同補助金の交付申請を取り下げます。

記

1　補助金交付申請額　　金　　円

2　申請年月日

3　不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件

4　取り下げる理由

様式第5（第11条関係）

年　月　日

愛知県知事殿

申請者	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	
	フリガナ	
	代表者氏名	
	担当者氏名	
	連絡先電話番号	

充電インフラ導入促進費補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書

年　月　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった
充電インフラ導入促進費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由によりそ
の内容を変更したいので、申請します。

記

1 変更事項及びその内容

2 変更する理由

3 補助金交付申請書（写）に変更する内容を修正したもの

4 その他必要な書類

様式第6（第12条関係）

年　月　日

愛知県知事殿

申請者	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	
	フリガナ	
	代表者氏名	
	担当者氏名	
連絡先電話番号		

充電インフラ導入促進費補助金に係る補助対象事業中止（廃止）承認申請書

年　月　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった
充電インフラ導入促進費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由により同
事業を中止（廃止）したいので、申請します。

記

- 1　補助対象事業を中止（廃止）する理由

- 2　補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日

- 3　その他必要な書類

様式第7（第13条関係）

年　月　日

愛知県知事殿

報告者	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	
	フリガナ	
	代表者氏名	
	担当者氏名	
	連絡先電話番号	

充電インフラ導入促進費補助金に係る補助対象事業事故報告書

年　月　日付け 第　　号で補助金の交付決定通知のあった
充電インフラ導入促進費補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり事故が
発生したので、報告します。

記

1 施設名称及び住所

2 補助対象事業の進捗状況

3 事故の原因及び内容

4 措置

5 内容に係る金額

6 補助対象事業完了予定年月日
年　月　日

7 その他必要な書類

様式第8（第14条関係）

年　月　日

愛知県知事殿

報告者	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	
	フリガナ	
	代表者氏名	
	担当者氏名	
	連絡先電話番号	

充電インフラ導入促進費補助金に係る補助対象事業実績報告書

年　月　日付け 第　　号で補助金の交付決定通知のあった
充電インフラ導入促進費補助金に係る補助対象事業を完了したので、下記のとおり
報告します。

記

1 極助金充当予定額　　金　　円（内訳は別紙のとおり）
(交付決定額)

2 極助対象設備の設置場所に係る事項

設置場所	所在地： 名 称： 用 途：
充電設備設置基數・口数	基・　　口
駐車場の収容台数	台
着手日	年　月　日
完了日	年　月　日

3 本報告書に係る連絡先

※報告者と異なる場合は必ず記入すること

会社名	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

4 添付書類

- (1)交付補助金充当予定額に係る内訳書（別紙）
- (2)補助対象事業に係る発注書又は契約書の写し、請求書の写し及び領収書の写し
(設置した補助対象設備ごとに提出することとし、当該設備の購入費が示されているもの)
- (3)補助対象設備の保証書の写し（設置した補助対象設備ごとに提出すること）
- (4)完成後の設置場所の見取図又は平面図及び写真（補助対象設備ごと）
- (5)補助対象設備をリースする目的で取得した者にあっては、リース契約書の写し
及びリース料金の算定根拠明細書
- (6)他の補助金等を受給する場合、その受給額が確認できる書類の写し（交付決定
通知書の写し等）

別紙

交付金充当予定額に係る内訳書

1 設置した充電設備に係る事項

充電設備の種別 ※該当する選択肢に○を付すこと	ア 急速充電設備 イ 普通充電設備等
メーカー名 ※経産省補助金業務実施細則(充電設備)別表 1-1 に記載の メーカー名	
型式 ※経産省補助金業務実施細則(充電設備)別表 1-1 に記載の 型式	
①経産省補助金参考価格 ※急速充電設備 : 経産省補助金業務実施細則(充電設備) 別表 1-1 に記載の補助金交付上限額 普通充電設備等 : 経産省補助金業務実施細則(充電設備) 別表 1-1 に記載の補助金交付上限額を 2 倍にした額	円
②購入価格 ※工事費、消費税及び地方消費税を除く	円
③他の補助金等 ※購入に係る費用に限る	円
④補助対象経費×補助率 ※①又は②の少ない方の額×1/4	円
⑤設置者負担額 ※②-③	円
⑥補助上限額 ※急速充電設備 : 125 万円 普通充電設備等 : 17.5 万円	円
⑦交付申請額 ※④、⑤、⑥の最も少ない方の額	円

2 他の補助金等に係る事項（購入に係る費用に限る）

経産省補助金	円 →交付決定通知書の写し等を添付
(市町村補助金)	円 →交付決定通知書の写し等を添付
(その他)	円 →交付決定通知書の写し等を添付

3 充電設備の貸与に係る事項

充電設備の貸与の有無 ※該当する選択肢に○を付すこと	ア 貸与なし イ リースによる貸与 →リース契約書の写しを添付
(イを選択した場合) 貸与先	
リース期間	年

※複数の充電設備を設置した場合は、本紙を設置した充電設備の基数分作成すること

様式第9（第15条関係）

番 号
年 月 日

様

愛知県知事

充電インフラ導入促進費補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった充電インフラ導入促進費補助金に係る補助対象事業の補助金の額を、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額 金 円

設置場所	所在地：
	名 称：
	用 途：

様式第 10（第 16 条関係）

年　月　日

愛知県知事殿

申請者	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	
	フリガナ	
	代表者氏名	
	担当者氏名	
	連絡先電話番号	

財産処分承認申請書

充電インフラ導入促進費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、申請します。

記

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の内容

3 処分しようとする理由

4 その他必要な事項